

議案第 38 号

橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第198号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 やすらぎ広場の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 やすらぎ広場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
杉村やすらぎ広場	橋本市御幸辻401番地		

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。